

東浦町業務継続計画（BCP）の概要

（下線：見直し事項のうち主なもの）

第1章 業務継続計画の基本的な考え方

- 巨大地震等の大規模災害時に町役場が被災し、利用できる資源に制約がある場合においても、町が行うべき業務（＝「非常時優先業務」）を実施するために必要な対策等を事前に定めることを目的とする。
- 基本方針
 - ① 応急復旧業務を最優先に実施する。② 住民生活等に必要な通常業務は継続・早期再開する。③ 資源の確保・配分は全庁横断的に調整する。④ 優先度の低い通常業務は休止する。
- 計画の発動・解除基準
 - 震度5強以上の地震発生により計画を自動発動する。
 - 災害応急対策が概ね完了したとき等は、計画の運用を解除する。

第2章 計画の前提となる被害想定

- 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（H26）における「過去地震最大モデル」の被害を想定
- 東浦町では震度6強の揺れ
- 最大津波高は2.9m、最短で85分で津波が到達する。
- 死者は約40人、建物の全壊・焼失等の棟数は約1,300棟
- 役場周辺のライフラインの状況は、3日間の停電、1週間の断水、3日間の通信（電話）支障等となる想定。

第3章 職員の参集

- 職員自身や家族の被災、道路の通行止めや公共交通機関の支障等により職員の参集には相当の時間を要する。
- 地震発生時には職員自身や家族の安全確保を第一に考える。自宅が津波浸水区域にある場合は、津波情報等の状況を踏まえ避難を優先する。
- 職員・家族が負傷した場合や所属する消防団・自主防災組織の緊急的な活動に従事する必要がある場合などには、参集よりもそれらを優先する。

第4章 初動体制の確保

- 震度5強以上の地震が発生した場合、職員は身の安全確保のうえ、役場へ自動参集する。
- 災害対策本部の立ち上げ（応急危険度判定）、本部運営に必要な資機材の確保及び初動における応急対策の指揮等を行う。
- 本部長が不在の場合の意思決定・指揮命令系統を明確にするため、職務代理者をあらかじめ設定する。
- 災害対策本部へ庁舎被害や職員の安否・参集状況の確認・報告を行う。
- 被災により庁舎が使用できない場合等に備え、代替え施設（場所）をあらかじめ検討する。

第5章 非常時優先業務

- 災害時に利用できる資源に制約がある場合においても、町が行うべき業務として、非常時優先業務を選定する。
- 限られた資源を非常時優先業務に分配するため、非常時優先業務以外の業務は休止する。
- 非常時優先業務に必要なとなる人員の確保・配置は全庁的に調整する。

第6章 業務継続における課題と対応

- 災害時における職員及び執務環境等の資源について、業務を継続するうえでの課題を整理し、その対応策を検討する。

第7章 今後の取り組み

- 職員に研修・訓練等を実施し、業務継続計画の定着を図る。
- 継続的に計画の内容を検証し、新たな課題の抽出や非常時優先業務の是正を行うなど、必要な見直しを行う。